日本脳炎予防接種のお知らせ

日本脳炎予防接種は、平成28年4月1日から北海道においても定期接種として実施しています。

町では、平成29年6月1日付で、接種対象者に日本脳炎のお知らせ文書や必要枚数の予診票を送付しております。

ご不明な点がございましたら、福祉保健課健康推進係(O153-62-2307)までご連絡ください。

定期接種対象者概要

■ 平成21年10月2日以降に生まれた方

基本的には標準的接種期間による接種となりますが、標準的接種期間により接種できない場合は、定期接種対象者要件の範囲で接種することができます。

○標準的な接種期間

1期 3歳以上4歳に達するまでに1回目、2回目を接種

4歳以上5歳に達するまでに3回目を接種

※接種間隔は1回目から2回目が6日~28日、2回目から3回目が概ね1年となります。

2期 9歳以上10歳に達するまでに4回目を接種

〇定期接種対象者要件

1期 生後6ヵ月以上生後90ヵ月に至るまでに3回目まで接種

※接種間隔は、1回目から2回目が6日以上、2回目から3回目が6ヵ月以上。

2期 9歳以上13歳未満で4回目を接種

※接種間隔は、3回目接種から6日以上。

《留意事項》

- ・生後90ヵ月に至るまでに1期の接種3回を接種できなければ、定期接種の対象外となります。
- 例①)生後90ヵ月に至るまでに、1期接種を1回もできなかった方は、残り3回の接種を自費で接種。
- 例②) 生後90ヵ月に至るまでに、1期接種を1回できた方は、残り2回の接種を自費で接種。
- 例③) 生後90ヵ月に至るまでに、1期接種を2回できた方は、残り1回の接種を自費で接種。
- ※日本脳炎1期の接種の有無に関わらず、日本脳炎2期の予診票は接種対象年齢である9歳到達時に送付されます。

■ 平成 19 年4月2日から平成 21 年 10 月1日までに生まれた方

この要件は特例措置になります。生後 90 ヵ月までに1期接種を完了できなかった方は、残り回数分を9歳に達してから13歳に達するまでの間に接種することができます。

〇過去に接種歴のない方

- (1)生後90ヵ月に至るまでに1回接種できる方は、2回目を9歳に達してから接種し、2回目から3回目は6ヵ月以上、3回目から4回目は6日以上の接種間隔により接種。
- (2)生後90ヵ月に至るまでに2回接種できる方は、3回目を9歳に達してから接種し、4回目は3回目から6日以上の接種間隔により接種。
- (3) 9歳以上の方は、13歳に達するまでの間に、1回目から2回目は6日以上(標準的には6~28日)、2回目から3回目は6ヵ月以上(標準的には概ね1年)、3回目から4回目は6日以上(概ね

5年の間隔をあけることが望ましい)の接種間隔により接種。

〇過去に接種歴のある方

13歳に達するまでの間に6日以上(3回目の接種の場合は前回接種から6ヵ月以上)の間隔をあけて残りの回数を接種。ただし、既に生後90ヵ月を超えている方は、9歳に達するまでの間は定期接種の対象外となります。

《留意事項》

生後90ヵ月を超え、9歳未満までの間及び13歳を超えた場合は定期接種の対象外となります。

■ 平成 19 年4月1日以前に生まれた方で20歳未満の方

この要件も特例措置です。年齢に関わらず 20 歳未満の間に1期と2期の合計4回の接種が可能です。 〇過去に接種歴のない方

1回目から2回目は6日以上(標準的には6~28日)、2回目から3回目は6ヵ月以上(標準的には概ね1年)、3回目から4回目は6日以上(概ね5年の間隔をあけることが望ましい)の接種間隔により接種。

〇過去に接種歴のある方

6日以上(3回目の接種の場合は前回接種から6ヵ月以上)の間隔をあけて残りの回数を接種。

お願い

今般北海道が日本脳炎予防接種の定期接種化となった理由は、感染症流行予測調査においてわずかではあるが北海道においても感染の可能性があること、さらには住民が道外や海外に行き来する機会が増えていることなどが示されており、道内での接種の必要性について検討された結果です。

道内での発症者の現状や副反応の可能性も考慮したうえ、「受けるか受けないか」は本人または保護者の 方が最終的に判断されますようお願いします。